

「神戸市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例」の適用を受ける
特定工場の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する要綱

平成26年3月28日
産業振興局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下、「条例」という。）第6条の規定に基づき、同条例の規定が適用される特定工場（以下、「対象工場」という。）の周辺地域に係る生活環境への配慮に関する事項を定め、もって環境と調和した産業集積の高度化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

(周辺地域に係る生活環境への配慮)

第3条 対象工場について工場立地法第8条第1項の規定による届出（以下、「届出」という。）を要する変更を行う者は、次の各号に掲げる内容により、対象工場の周辺地域に係る生活環境に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 対象工場の敷地内の未利用部分（生産施設、緑地、環境施設、駐車場等に利用されておらず、将来も利用する可能性の無い部分）での新たな緑地及び環境施設の整備
- (2) 建築物の屋上及び壁面並びに駐車場等の緑化
- (3) 苗木床及び花壇等の設置
- (4) 太陽光発電施設等、二酸化炭素の排出量削減に資する施設・設備等の設置
- (5) 対象工場の敷地周辺部のうち、住居地域や商業地域等、周辺住民の生活に関連する施設等が存在する地域に隣接する部分における視覚的緑量の向上
- (6) その他、周辺地域に係る生活環境に配慮する観点から適当であると市長が認めるもの。

2 市長は、届出を行う者に対し、前項に規定する周辺地域に係る生活環境への配慮に関する計画書（別記様式）を市長に提出するよう求めるものとする。

(指導等)

第4条 市長は、この要綱の目的を達成するため、届出を要する変更を行う者に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月27日から施行する。

別記様式（第3条関係）

周辺地域に係る生活環境への配慮に関する計画書

年 月 日

神戸市長 あて

届出者 { 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 }

印

(担当者)

電話

年 月 日付け特定工場変更届出に合わせ、以下の通り提出します。

特定工場の 所在地及び名称			
	面積（変更前） (㎡)	面積（変更後） (㎡)	敷地面積に対する割合 (変更後) (%)
敷地			
緑地			
環境施設（緑地を含む）			
周辺地域に係る生活環境への配慮の内容及び時期（具体的に）			